

納税は納期内に！

市民の皆さんに負担していただく税金は、市民サービスを提供する上で必要不可欠な大切な財源です。しかし、滞納があると、きちんと納付した人との間に不公平が生じ、また、市民サービスの提供が困難になるなど、大きな影響を及ぼします。

平成20年度決算における市税滞納額は約18億8千万円。今回は、大きな課題となっている「滞納」についてお知らせします。

市税は貴重な自主財源

市が行う仕事に必要な経費は、皆さんが直接市に納付する市税と、皆さんが一度国や県に納付した税金で、市の事業や財政の状況に応じて配分される地方交付税や国・県支出金、そのほか長期にわたって借りる市債などによって賄われています。

このうち市税による収入は、一般会計歳入の約2割を占める市にとって最も大切な自主財源で、さまざまな行政サービスに姿を変え、皆さんの暮らしに役立てられています。

市税滞納の現況

税金は、市民の皆さんに公平に負担していただくものです。このため、市では適正課税に努めるとともに、課税された税金が納期内に完納されなかった場合には、法令に従い督促状を発送し、さらに納税催告を行うなど早期の納税を呼び掛けています。

しかし、不況の影響などから完納に至らないケースが多く、過年度からの滞納繰り越し分が約14億円、20年度に新たに滞納となった現年課税分が約4億円で合わせて約18億円が滞納となっています(表1)。

■表1 市税滞納額の推移

区分	18年度	19年度	20年度
課税額(現年課税分)	146億762万円	156億5118万円	148億5760万円
滞納額	5億739万円	5億668万円	4億3841万円
滞納繰り越し分	13億6236万円	14億2159万円	14億4528万円
滞納額計	18億6975万円	19億2827万円	18億8369万円
収納率(現年課税分)	96.51%	96.73%	97.06%

※数値は、一般会計市税(市税、固定資産税、軽自動車税など)と国民健康保険税の合計

※「滞納繰り越し分」…課税した年度内に収納できず次の年度に繰り越されたもの

■表2 財産差し押さえの状況

	差し押さえ件数(件)			計	差し押さえして、滞納市税に充当した金額 ※2
	18年度	19年度	20年度		
動産	—	—	1	1	2万7000円
預貯金	39	95	180	314	1566万1181円
生命保険など	51	116	147	314	2076万4545円
給与など	6	34	45	85	474万8388円
公的年金	—	1	2	3	81万7800円
国税還付金	301	350	541	1192	4554万1786円
県税還付金	58	80	80	218	282万1865円
不動産など	3	12	15	30	179万9550円
自動車など	—	—	2	2	0円
出資金など	1	—	6	7	104万円
その他債権 ※1	—	3	4	7	127万7414円
計	459	691	1023	2173	9449万9529円

※1 その他債権…不動産賃貸料や売掛金など

※2 差し押さえして、滞納市税に充当した金額…18年度～20年度の合計



差し押さえた自動車を走行不能にするタイヤロック

このうち、滞納繰り越し分は長引く不況の影響から累積してきたものが多く、専門的な整理が必要となっています。また、現年課税分については税源移譲などの税制改正の影響から、これまで以上に収納強化に取り組むことが重要となっています。

市は滞納繰り越し分の解消に引き続き努めるとともに、現年課税分については納期内完納を強く呼び掛けていきます。

滞納解消への取り組み

納期内に納付されなかった税金には督促状を発送し、さらに

電話や文書などで納税を催告しています。それでも完納されない場合には、法令に従い滞納処分(財産調査、差し押さえ・公売など)を行うこととなっています。

差し押さえ財産は預貯金や給与、生命保険や国税還付金などがあり、18年度から20年度の3年間で2173件の差し押さえを行い、約9400万円が滞納市税に充当されています(表2)。

差し押さえ件数は年々増加しており、その対象財産も拡大している状況にあります。

20年度からはインターネットを使って差し押さえ財産の公売を行うっており、今後も税の公平性の確保のため、法令に従い滞

納処分を進めていきます。

収納体制の強化

滞納事案の中には他債権との競合など複雑化した事案があり、専門的な対応が必要となっています。このため市は18年度、岩手県地方税特別滞納整理機構に加入し共同で滞納整理に当たるとともに、今年度からは本庁収納課に滞納対策係を新設するなど、収納体制を強化しています。

■どのような場合に移管(引き継ぎ)するのか?

税だけではない「滞納」

市民サービスの提供に必要な財源は、税のほかに、施設の利用者や個別の事業(サービスの受益者などが負担する使用料や負担金)があります。

例えば、保育所・幼稚園の保育料や市営住宅の家賃、奨学金の返済金、上下水道料金、介護保険料や学校の給食費などです。

これらは、その事業(サービスの利用者や受益者が費用を負担すること)で成り立っており、滞納があると、サービスの提供が困難になるばかりでなく、きちんと納付した人のお金で不足分を補うことになるなど、税と同様に大きな課題となっています。

いずれも滞納に対しては、督促状の送付や電話連絡・訪問催告などのほか、連帯保証人の設定や納付誓約書の提出を求めるなど滞納の解消に努めています。

納付に関する相談は、それぞれの事業(サービス)担当課で行っていますので、納付が困難な場合はお早めに相談ください。

◎問い合わせ先
本庁収納課収納係、滞納対策係

早めに納税相談を

税金を滞納した場合、未納分は一括で納付することが原則です。また、督促手数料や延滞金(年利14.6%)が加算されます。ただし、特別な事情があると認められる場合には、分割して納付することもできます。

失業や病気、災害などで納税

に移管し、滞納整理を進めることとしています。

■どのような滞納処分を行うのか?

機構や滞納対策係では、移管された事案について滞納者の財産を強制的に調査・搜索し、差し

市税の収納は、本庁収納課・支所市民課でそれぞれの地域ごとに行っていますが、▽催告にに応じない▽滞納があっても何の相談も連絡もない▽滞納額が高額▽などの場合には岩手県地方税特別滞納整理機構や滞納対策係